
投稿論文

中国における「多層次介護保障」という対策案の選択

—2013～2017年における中央省庁間の動きを中心に—

万 琳静

The Policy Alternative of “Multi-level Long-term Care Security” in China:
A Focus on the Dynamics between Central Government Ministries (2013-2017)

Wan Linjing

要約：中国は要介護高齢者問題に対応するために、2017年に「多層次介護保障」という対策案のもとで、政策の枠組みを本格的に構築し始めた。しかしながら、実際の要介護高齢者政策の展開には統一性はなかった。本論はその要因のひとつとして、政策形成段階における「多層次介護保障」という対策案の議論の不足という立場から、2013～2017年中央省庁による要介護高齢者問題の対策案をめぐる考えの整理を試みた。その上で、「多層次介護保障」は政治的な影響のもとに中央省庁間が利益調整の末に出した妥協案であり、曖昧なコンセンサスであったことの検討を行った。

キーワード：「多層次介護保障」、対策案の選択、曖昧なコンセンサス

Abstract： In order to resolve the social problem of the elderly care, China officially started to build a policy framework based on a comprehensive policy alternative of “Multi-level long-term care security” in 2017. However, the implementation of the policy is separated. This paper argues that one of the reasons lies the insufficient discussion about “Multi-level long-term care security” in policy making. Therefore, this paper summarized the various alternatives and changes between central government ministries in 2013-2017, and proved the final alternative is a compromise between the interests of different ministries under political influence to be as an ambiguous consensus.

key words： “Multi-level long-term care security”, policy alternative, ambiguous consensus

はじめに

本論は、中国の要介護高齢者政策は、多様な対策案の中、中央省庁間の妥協で「多層次介護保障」という枠組みが提示されたと認識する。それを踏

まえて、本論はその大きな枠組みの構築にあたって、各中央省庁の動きが活発であった2013～2017年に焦点をあて、各省庁の考えの変化と利益調整の過程を明らかにし、「多層次介護保障」

は曖昧なコンセンサスであったことの検証を試みる。

筆者はすでに、1987～2017年を中国の要介護高齢者政策の「アジェンダ設定」と対応策選択の時期とし、学位論文を発表した。中国の要介護高齢者政策の「アジェンダ設定」と対応策選択の過程において、中央政府、地方政府と専門家という三つのアクターの多動的な動きに深く関わっていたことを明らかにした(万琳静 2020)。本論文は、前述した論文で取り上げたような長い期間のそれぞれのアクターの動き全体に注目するものではなく、対策案が選択された2013～2017年という時期を対象とした中央政府内部の動きに焦点を当てて検討する。本論文では、各省庁間の考えの変化を整理した上、その過程において、中央政府内部における利害関係の調整の原因と影響を明らかにする。

本論文は以下のように構成される。まず第1節では、多層次介護保障についての認識を示す。第2節では、中国の社会政策の形成過程において、省庁間のコンセンサスに関する研究を概観する。第3節では、要介護高齢者政策に関係する中央政府の各省庁について述べた上で、本論の研究手法と資料について述べる。第4節では、中央省庁それぞれの議論及び見方の変化について見ていく。第5節において、政治的な力の影響と曖昧なコンセンサスの視点からその議論を分析する。小括において、まとめと今後の課題について述べる。

1. 「多層次介護保障」とは

中国は1980年代から要介護高齢者問題に注目し始めていたが、政府は家族介護を強調し、高齢者福祉政策も健康な高齢者を中心に展開してきた。その後、高齢化の進展および要介護高齢者問題の広がりにつれ、要介護高齢者に特化した政策も展開し始めた。国レベルでは、2014年9月に低所得の要介護高齢者を対象とする介護サービス

手当の実施が示され¹⁾、2016年6月に従業員基本医療保険の加入者を対象に、15箇所地域での公的介護保険パイロット事業の実施も示された²⁾。こうした個別の制度に加え、中国政府はさらに介護サービス手当、公的介護保険、民間介護保険等を含めた「多層次介護保障」制度にも言及した³⁾。現在、中国で要介護高齢者政策は法制化されていないが、「多層次介護保障」制度は、中国の要介護高齢者政策の枠組みとして、構築されようとしている。

それでは、2017年以降の要介護高齢者政策の展開状況を確認してみよう。介護サービス手当を見ると、2018年に29の省でこの制度を実施し、61万人が給付を受けていた(民政部 2019)。公的介護保険パイロット事業については、2019年6月までの利用者は42.6万人であり、今後新たに14箇所パイロット事業を拡大する計画も発表された。このように、要介護高齢者政策は全国的に展開されつつあるが、利用者数は少ない⁴⁾。また、制度の中身を見ると、「多層次介護保障」という枠組みが示されたものの、上記のように実際には制度が個別に展開し、制度間の連携は見られなかった。本論文では特にこの問題について考えていきたい。

一方、「多層次介護保障」はどのように理解されているのか。公文書の中で「多層次介護保障」制度には言及されたものの、あくまでも大まかに捉えた構想であり、その定義や内容について具体的に規定されていない。中国の研究者の間でも統一された認識は存在しない。ここでは要介護高齢者問題及びその対策に取り込んできた二人の研究者の考えを見てみよう。唐鈞らの「中国介護サービス保障ニーズ研究」の研究チーム⁵⁾は、「多層次介護保障」を、財源保障とサービス保障両方を含めたものとしており、広義の保障の概念であると主張する。また、唐らはこの概念を4つの側面から理解すべきであると説明している。4つの側

面とは、1、保険、救助などの資金確保の手段とサービス提供の手段の連携を図ること、2、財源調達の多元化、つまり、社会保険、政府手当、社会救助、慈善（チャリティ）及び民間保険などの多様な手段で財源を調達し、収入の異なる人がそれぞれに応じた多様な手段でサービスを利用すること、3、サービス面において、施設の規模、専門性、利用しやすさ、さらにサービス間の整合性などを重視すること、4、財政部、人社部、民政部、衛計委などの政府省庁間の連携が必要であること、である（唐鈞・馮凌ら2018）。一方、何文炯は、介護保障制度の内容が基本的保障と補助的保障で構築されるべきとした。つまり、公的介護保険制度、介護サービス手当は基本的保障であり、民間介護保険は補助的保障であると認識する。前者は、社会構成員の基本的権利と政府の責任に基づき、政府もしくは政府の委託による組織で実施し、法律に基づく手段により、税金もしくは保険料で社会保険基金を構築するものである。後者は民間が基本保障に上乘せた新たな保障であり、その主体は民間組織であり、政府は監督責任を果たすべきであると認識する（何文炯2017）。

両方ともどのように連携するかについても明確にされていないが、唐らは広い捉え方で、サービス保障と資金確保の両方を強調する一方、何は資金確保の方に重点をおいている⁶⁾。また、政策の範囲、内容、さらに政府の責任についての認識も異なる。なお、低所得の要介護高齢者に介護サービス手当、中所得の要介護高齢者に公的介護保険、さらに高所得の要介護高齢者に民間介護保険という棲み分けの構図も垣間見える。本論文でもこうした大まかな構図で「多層次介護保障」⁷⁾を理解する。

2. 政策形成における中央省庁間のコンセンサスについて

アジェンダ設定や対応策の選択において、具体

的な検討課題やその選択肢の優先順位の決定が重要である（Kingdon = 笠京子訳2017）。特に選択肢の優先順位の決定には、検討の参加者、特に政治エリートの中でのコンセンサスを図る必要がある。コンセンサスは政治学の概念であるが⁸⁾、参加者の多元化につれ、コンセンサスを図ることは政策形成過程で生じる不確実性、複雑性、対立性などに対処する重要なツールとなっており、社会政策分野において関連する研究も増えてきた。

研究者は1980年代から中国における政策過程の研究の中でコンセンサスの重要性、特に政府機関の間でのコンセンサス形成について注目しはじめた（Kenneth Lieberthal・Michel Oksenberg 1988）⁹⁾。また、政治のリーダー、高級官僚などの社会的エリートの間でのコンセンサス形成も指摘されてきた（陳玲2006）。近年、社会政策分野で政策立案上のコンセンサス形成の事例も多くなってきた。樊鵬（2013）は医療体制改革を例に、中国でコンセンサスに着目して政策決定の特徴をまとめた。欧米の政党間の牽制や拒否権の執行と異なり、中国では独特の政治、行政体制のもとで広い意味でのコンセンサスを形成する（傍点は筆者によるもの）ことを目標としているため、政策形成はより多くの関係者が参画でき、また特定の利害関係者の利益にかたよらずに進められると指摘している。陳玲らは中国医薬衛生体制改革法案策定過程を事例に、政策立案上のコンセンサス形成は、最優（competitive）ではなく、折衷に求めることを指摘し、特に関連する省庁が多いほど、利害関係者の範囲が広いほど、最終的な政策方針は曖昧（ambiguous）であると指摘した（陳玲・趙静ら2010）。徐曉新らは新型農村合作医療政策を事例とした研究の中でも、陳玲らと同様の考えを示し、省庁間での意見が異なる際に、政策形成を止めないように、「曖昧なコンセンサス」という方法で対応していくということを指摘した。その結果、最も重要な問題がアジェンダに載

せられなかったり、政策の目標が見えなくなったりすることが生じてしまうと分析している（徐曉新・張秀蘭 2016）。

このように、中国の社会政策分野で政策形成のコンセンサスについて、優位性が指摘される一方、その問題点も徐々に認識されてきた。実際に「広い意味でのコンセンサス」（樊鵬 2013）は、ある意味、「曖昧なコンセンサス」（陳玲、趙静ら 2010、徐曉新・張秀蘭 2016）とともに、中国での政策立案のコンセンサス形成の両面性を表している。高齢者介護政策の対策案の選択肢を検討する際に、これらの研究の中で中央政府内部のコンセンサス形成に関する内容は大いに参考になると考えられる。本論文では、要介護高齢者政策の対策案は「多層次介護保障」という大きな枠組みを決めたものの、実際の展開には統一性がないことを問題と考え、後者の視点、つまり、「曖昧なコンセンサス」で中国の政策過程におけるコンセンサス形成を捉える。

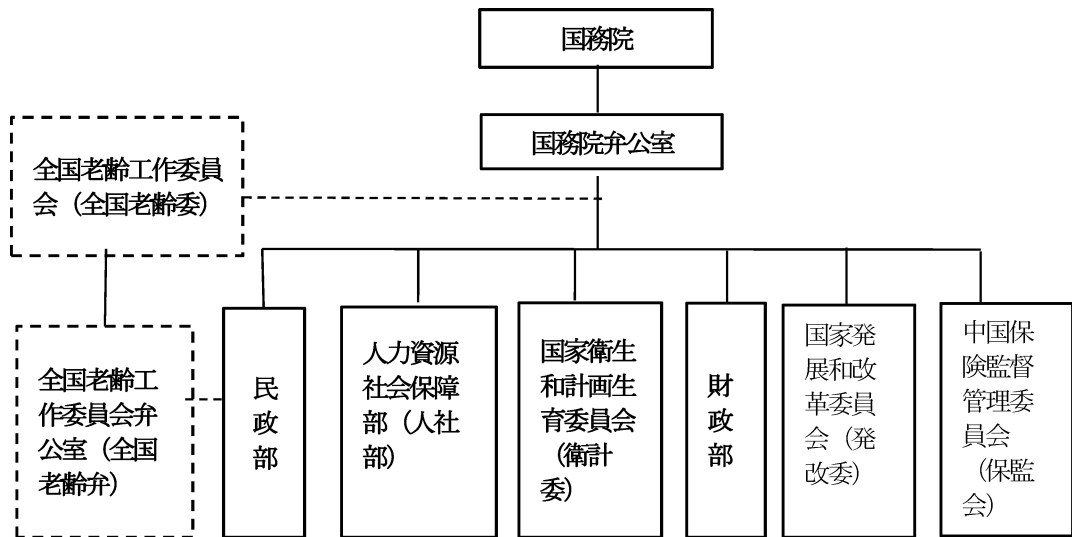
3. 本論の研究方法与資料

ここでは、要介護高齢者政策に関連する中央省庁のまとめなどを含めて、研究方法と資料について述べていく。

(1) 要介護高齢者政策に関連する中央省庁

中国の中央政府の各省庁は、国務院によって主導されるが、その内部は政策を巡って異なった利益と主張が存在する。ここではまず要介護高齢者政策のアジェンダ設定過程と選択肢の選択の段階において、多様な場で主張・提案した中央省庁をまとめる。

要介護高齢者政策に関連する主な中央省庁は、図表 1「要介護高齢者政策に関連する中央省庁の概要図（2017 年）」に示したとおりである。冒頭で「介護サービス手当」、公的介護保険パイロット事業、及び中国高齢者事業の五か年計画に関する公文書から、関連する中央政府の省庁を確認すると、高齢者社会福祉サービス関連部門を所管する民政部、中国の高齢者事業の政策策定や連携・調整を担い、国務院に直属する全国老齡工作委员会（以下、全国老齡委とする）およびその弁公



出所：万琳静（2020：21）により修正したもの。

図表 1 要介護高齢者政策に関連する中央省庁の概要（2017 年）¹¹⁾

室¹⁰⁾（以下、全国老齡弁とする）、財源を所管する財政部、労働、雇用政策や社会保障政策などを所管する人力資源社会保障部（以下、人社部とする）、最高行政機関である国務院が確認できた。それ以外、国家衛生和計画生育委員会（以下、衛計委とする）はナーシングホームや在宅医療保健サービスを所管するため、要介護高齢者政策にも深い関係がある。また、中国の総合的な経済政策を策定する国家発展和改革委員会（以下、発改委とする）、民間保険市場を監督、管理する中国保険監督管理委員会も対策案に関して独自の考えを示した。

(2) 研究方法と資料

本論は、文献研究（資料分析）である。分析に用いた資料は、万琳静（2020）で用いた資料の一部であり、主に関係省庁が公表した要介護高齢者とその対策案に関連する公文書と機関紙であ

る¹²⁾。実際に、陳玲ら（陳玲・趙静ら2010）は医療政策を事例としたコンセンサスの研究の中、政策決定の参加者のインタビューも重要な資料であったが、要介護高齢者政策は形成途上にあり、議事録、インタビュー等の第一次資料の収集が困難である。代わりに、これらの内容が反映されている公文書や機関紙を継続的に収集、検討することで、関係省庁の関与やその変化を捉えることが可能だと考える。また、補足資料として、機関紙の特集や論文、さらに「两会」の提案や議案に関する省庁の回答も活用する。

中央省庁の機関紙は、図表2「機関紙と対応する中央省庁」で示した通りである¹³⁾。国務院の動向把握は、従来「人民日報」を中心に行われてきた。本論文ではより多くの情報を得るため、「光明日報」、「新華毎日電迅」など、共産党、国務院が直接発刊する新聞も対象とする。要介護高齢者

図表2 機関紙と対応する中央省庁

		アクター	新聞種類・名称	補足資料			アクター	新聞種類・名称
中央政府	最高行政機関	国務院	人民日報, 人民日報海外版, 光明日報, 新華毎日電迅	「人民新聞資料データベース」(人民數據報刊資料庫), 人民データベース「人民數據庫」(http://data.people.com.cn)の中で「求是雜誌」, 「人民輿情」, 「評論・観点庫」	民間(参考)	人民団体	工人日報, 中国青年報, 中国婦女報	
	中央省庁	全国老齡委(弁)	中国老年報			「两会」関連	人民政協報, 人民代表報	
		民政部	中国社会報			機関誌「中国民政」, 「社会福祉」, 「两会」提案への回答	経済, 保険, 金融関連の経済界	うち, 民間保険界—中国保険報
		人社部	中国労働保障報			機関誌「中国人力資源と社会保障」, 「两会」提案への回答		
	衛計委	中国人口報, 健康報	機関誌「中国衛生」, 「两会」提案への回答					

出所：万琳静（2020：26）

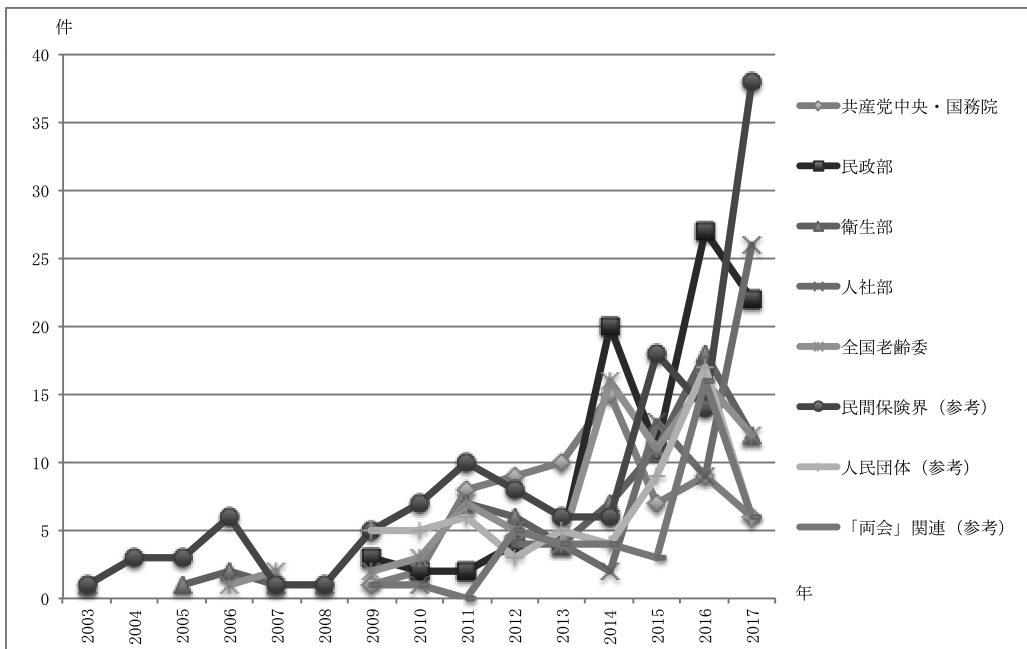
と深く関わる全国老齡弁、民政部、人社部、衛計委などの中央省庁の動きと議論は、それぞれの省庁が関係する専門機関紙で見ていく。その他「人民団体」¹⁴⁾、「两会」関連や経済界が発刊する機関紙の中で、関連する省庁官僚のインタビューなどの掲載も想定されるため、補足資料として用いる。

(3) 各機関紙の報道件数の推移から見えたもの

機関紙の内容を具体的に見ていく前に、まず報道件数から、要介護高齢者問題ないしその対策の関心の変化について見てみよう。本論文が対象とする期間は 2013～2017 年であるが、関心の変化をより明確に捉えるために、報道件数の検索期間をデータベースが公開され始めた 2000 年までさかのぼる。その結果は図表 3「中央政府機関紙による要介護高齢者とその政策に関する報道件数の推移 (2000～2017 年)」で示した通りである。

これを見ると、衛計委が関係する「中国人口

報」、「健康報」は最も早く要介護高齢者問題やその対策について報道したが、その関心は継続せず、2013～2017 年の間では他の中央省庁と比較すると、その増加はさほど顕著ではなかった。衛計委は要介護高齢者問題や対策を牽引する省庁ではなかったと言える。また、「人民日報」、「中国老年報」、「中国社会報」は 2006 年から要介護高齢者問題とその対策に注目し始め、「中国社会報」は 2013～2017 年の増加が最も大きかった。民政部は、2006 年から要介護高齢者問題とその対策に継続的に関心を示したといえる。「中国労働保障報」は 2012 年までの報道は最も少なかったが、2014 年から増加が最も顕著であった。人社部は最初では要介護高齢者問題とその対策には慎重であったが、2013～2017 年になり急速に大きな関心を寄せた省庁と考えられる。このように、報道件数から省庁による要介護高齢者問題とその対策案への関心度が異なることがわかる。



出所：万琳静 (2020 : 35)。

図表 3 中央政府機関紙による要介護高齢者とその政策に関する報道件数の推移 (2000～2017 年)

4. 中央政府各省庁内部の議論及び見方

本節は、第3節で示した資料を中心に、中央省庁は、どのような対策案が議論され、最終的に「多層次介護保障」を選択したかを整理する。この部分の内容は、万琳静（2020）を参照した。

(1) 要介護高齢者問題に対する国務院の曖昧な対応

国務院、国務院弁公室が2013年から2017年2月までに公開した要介護高齢者政策に関連する公文書から中央政府の最高機関である国務院の態度の変化を確認すると、図表4「要介護高齢者政策を言及した国務院（ないし弁公室）による公文書（2013-2017.2）」に示した通りである。

2015年までの国務院の公文書で、介護サービス提供に関する政策、医療と介護の連携を図る政策、高齢者サービス市場を拡大する政策の中で、介護保険について言及されているが、明確な介護保険制度の政策案にまでは触れられていない。「人民日報」、「光明日報」、「新華毎日電迅」で対策案に関連する報道も、明示的な対策案の記載ではなく、国務院の政策の時期に沿って、「介護サービス手当」、公的介護保険、民間介護保険の可能性、さらに組み合わせの可能性を紹介するにとどまった。なお、2016年以後に出された公文書には公的介護保険が明示されるようになった。一方で、公的介護保険を明示しながら、「介護サービス手当」や民間介護保険という対策案を放棄しているのではなく、方策がミックスされた対策案の可能性を強調し、「多層次介護保障」制度構築の可能性を示唆しようとした。

(2) 中国老齡委員会：包括的な対応策

全国老齡弁は2013～2017年において、介護サービス手当か介護保険か、また介護保険の性格について、公的か私的なものかのどちらのものでなく、包括的な対応策を示した。

機関紙の「中国老年報」に掲載された記事で財源調達の内容を詳細に見ていくと、介護サービス

利用の平等化を図るには低所得者に「介護サービス手当」の制定を行うこと（趙華夏2014a）、民間介護保険商品の紹介とその可能性を提示すること（周瑜2014）、公的介護保険の直面する問題を示唆することなど（趙華夏2015）、高齢者サービス手当、民間介護保険、公的介護保険のそれぞれの必要性が示されている。また、機関紙記者のインタビューで、中国老齡弁の関係者らは、介護サービスの整備、介護保険制度、施設の入居者向けの民間介護保険という組み合わせ（趙華夏2014b）のような包括的な対策案の内容にも言及している。2015年後半、全国老齡弁関係者は、これらの案を含めた広い対策案を提示した。全国老齡弁・民政部の関係者は2015年8月に青島の介護保険のパイロット事業を視察後、調査報告の中で「要介護高齢者介護保障制度」という広義の概念を提示した¹⁵⁾。全国老齡委が新たに提示した「介護保障制度」は、サービス、財源を含めた幅広い概念であり、その中で中国老齡委の役割も期待できるというものであった。

また、老齡弁関係者は、「老年人長期照護国際検討会」で、中国における介護制度の構築において、「統合」の視点を強調し、三つのポイントを示した。一つは政府、社会と市場の三者の関係を統合すること。二つ目は、介護保障サービス体系と家族介護支援の体系との連携を図ること。三つ目は、养老服务産業（介護を含む高齢者へのサービス産業）の増進を図ること、である（藍青2015）。特に三つ目の养老服务産業の増進という主張は、老齡弁が大きな枠の中で介護保険制度を捉えようとしていたことと関連していると考えられる。

全国老齡委、老齡弁は要介護高齢者政策の対策案の選択において、取捨選択ではなく、多様な可能性、さらに「介護保障」という大きな概念の中で包括的な対策を主張するようになった。この主張には二つの要因が考えられる。一つ目は、全国

図表 4 要介護高齢者政策に言及した国務院及び国務院弁公室による公文書（2013～2017.2）

名称	公布機関	公布/実施時間	言及した アイデア	備考
国務院關於加快發展養老服務業的若干意見	国発 [2013] 35 号/ 現行有效	2013.09.06 公布 /2013.09.06 実施	民間介護保険	養老サービス業
国務院弁公庁關於印發深化医藥衛生体制改革 2014 年重点工作任務的通知	国弁発 [2014] 24 号/ 現行有效	2014.05.13 公布 /2014.05.13 実施	民間介護保険	
国務院關於加快發展現代保險服務業的若干意見	国発 [2014] 29 号/ 現行有效	2014.08.10 公布 /2014.08.10 実施	民間介護保険	
国務院弁公庁關於加快發展商業健康保險的若干意見	国弁発 [2014] 50 号/ 現行有效	2014.10.27 公布 /2014.10.27 実施	民間介護保険	
国務院弁公庁關於印發深化医藥衛生体制改革 2014 年工作總結和 2015 年重点工作任務的通知	国弁発 [2015] 34 号/ 現行有效	2015.04.26 公布 /2015.04.26 実施	民間介護保険	
国務院弁公庁転發衛生計生委等部門關於推進医療衛生与養老服務相結合指導意見的通知	国弁発 [2015] 84 号/ 現行有效	2015.11.18 公布 /2015.11.18 実施	民間介護保険, 公 的介護保険	「医养結合」
国務院弁公庁關於印發国家殘疾預防行動計劃（2016-2020 年）的通知	国弁発 [2016] 66 号/ 現行有效	2016.08.25 公布 /2016.08.25 実施	民間介護保険	
国務院弁公庁關於進一步擴大旅遊文化体育健康養老教育培訓等領域消費的意見	国弁発 [2016] 85 号/ 現行有效	2016.11.20 公布 /2016.11.20 実施	公的介護保険	
国務院弁公庁關於全面放開養老服務市場提升養老服務質量的若干意見	国弁発 [2016] 91 号/ 現行有效	2016.12.07 公布 /2016.12.07 実施	公的介護保険	養老サービス市場
国務院關於印發「十三五」衛生与健康規劃的通知	国発 [2016] 77 号/ 現行有效	2016.12.27 公布 /2016.12.27 実施	公的介護保険	
国務院關於印發「十三五」深化医藥衛生体制改革規劃的通知	国発 [2016] 78 号/ 現行有效	2016.12.27 公布 /2016.12.27 実施	公的介護保険	
国務院關於印發国家人口發展規劃（2016—2030 年）的通知	国発 [2016] 87 号/ 現行有效	2016.12.30 公布 /2016.12.30 実施	公的介護保険, 介 護サービス手当	
国務院關於印發「十三五」推進基本公共服務均等化規劃的通知	国発 [2017] 9 号/ 現行有效	2017.01.23 公布 /2017.01.23 実施	公的介護保険	公共サービスの均 等化
国務院關於印發「十三五」国家老齡事業發展和養老体系建設規劃的通知	国発 [2017] 13 号/ 現行有效	2017.02.28 公布 /2017.02.28 実施	公的介護保険, 介 護サービス手当, 民間介護保険	高齢者事業

出所：万琳静（2020：77）.

老齡委，全国老齡弁の性格である。全国老齡委，全国老齡弁は政策提言，政策調整の政府機関として，他の省庁のように所管する業務分野から利益を判断することはできない，むしろ広い範囲での概念を主張することで自らの持つ政策調整という機能を発揮できる。二つ目には，前述した養老サービス産業と関連する。養老サービスの発展には，高齢者の購買力を高めることが不可欠である。中国で年金制度の充実が課題である中，「介護保障」という大きな政策発想により，低所得などの条件により限られた一部の高齢者ではなく，すべての高齢者の購買力向上に関連すると考えられる。

(3) 民政部：要介護高齢者手当と民間介護保険から「多層次介護保障制度」での位置再確認

民政部は，2014年に介護サービス手当を制度化することでその政策を実現したが，介護保険という曖昧なアイデアについて，考えの変化が見られた。

民政部の機関紙を確認すると，要介護高齢者問題について，高齢者介護サービスの提供主体と質の問題を認識しながら，その根本は財源確保としての資金問題と指摘している（徐国嬌 2013）。介護サービス手当について，研究者による理論検討¹⁶⁾，各地の実践紹介などで，政策の実現とともに，その普及に力を入れていた。介護保険について，民政部は当初は民間介護保険を主張していた。例えば，2014年に民政部社会福祉と慈善事業促進司の司長は「中国保険報」のインタビューを受けた際に，高齢者サービス市場を形成するには，給付体制を支える財源確保体制が必要である。医療保険基金に頼ると財政危機に陥りやすく，また，新たな公的介護保険制度の構築には多くの課題がある。そのため，民政部は現段階で行うべきこととして，「介護サービス手当」の全国への普及と民間介護保険の推奨であると述べた¹⁷⁾。

なお，2016年以後，「中国社会報」では「两会」での提案の内容を紹介する以外，「多層次介護保障」と表記した内容の記事を数件掲載した¹⁸⁾。民政部の関係者も複数の場で「多層次介護保障」に言及するようになった。2016年2月，民政部部長は，ある新聞雑誌のインタビューを受けた際，明確に介護サービス手当，公的介護保険，民間介護保険を含む「多層次介護保障制度」について述べた（魏東升・馮琳 2016）。2016年に発表した『民政事業發展第十三個五年規劃的通知』（民發〔2016〕107号）の中では，「高齢者サービス」の部分で「介護保障体系」に言及した。それによると，いわゆる，経済困難な高齢者を対象とする高齢者養老サービス手当，後期高齢者手当と介護サービス手当制度の普及をそれぞれ推進する。特に，一部の条件を整えた地域における公的介護保険制度パイロット事業の展開を推奨する。さらに，民間介護保険の商品普及も推し進める。介護サービス事業の内容，サービス基準，質の評価などの業界にとっての規範とこれを担保する体制も整備する。あわせて，在宅，社区さらに専門的な施設から構成される専門的な介護サービス体系を整備し，高齢者の介護サービスのニーズを満たすことを保障する。このような内容で，給付制度，サービスの整備さらに監督機能を示した。実際に民政部の機関誌『中国民政』も，2016年9月に「高齢者介護保障制度」の特集を行い，学術や現場で広い政策枠組みに対する認識を普及させようとした。

このように民政部の最初の主張は，民間介護保険を先に展開してから徐々に公的介護保険制度に移行するものであった。特に民政部内部で最初において，「多層次介護保障」に関する認識は統一されていなかった。なお，2016年以後，「介護保障制度」という概念で多層な制度体系を提唱し，基本的なサービス提供を保障する役割，セーフティネットの役割¹⁹⁾を強調するようになった。

それは自ら所管するサービス提供、さらに介護サービス手当制度を要介護高齢者政策の中に織り込もうとした。民政部は利益の奪い合いではなく、新たな枠組みの中で自らを再度位置づけようとし²⁰⁾、他の中央省庁と連携するという方向に転換したものと考えられる。

(4) 人社部：公的介護保険制度に慎重な姿勢から一時的に医療保険制度に従属した公的介護保険、「多層次介護保障制度」へ

機関紙で記載する記事の件数推移で説明したように、人社部は 2013 年以後要介護高齢者政策を急速に進める省庁の一つであった。

「人力資源保障報」の記事内容からみると、2016 年以前の記事では、介護保険の性格について、民か公かについて明確に示さずに、単に「介護保険」として議論することが多かった。また、介護保険の財源について、医療保険の枠組の中で運用するのか（趙祥昆 2013, 王永 2015, 李静・黎建飛 2015）、それとも独立させるのか（姜向群 2013a, 姜向群 2013b）、意見は統一されていなかった。実際に人社部関係者も公的介護保険に慎重であった。人社部元官僚の寄稿では、要介護高齢者問題による医療保険基金への影響を危惧し、介護保険の必要性を認めたものの、公か民かという明確な方針を示さなかった（熊先軍 2014a, 熊先軍 2014b）。2015 年 7 月に、人社部は「两会」建議への回答の中でも公的な介護保険制度の難しさを示した²¹⁾。

それでは、これまで慎重だった人社部がなぜ公的介護保険に踏み出したのか。また、医療保険基金への影響を危惧したにもかかわらず、なぜ医療保険に従属する公的介護保険パイロット事業を始めたのか。「人民日報」による人社部医療保険司の関係者へのインタビュー、さらに人社部医療保険司の関係者による「中国労働保障報」への寄稿の中でその原因を窺うことができる（白天亮 2016, 游翀 2017, 樊衛東 2017）。前者について、

人社部は、介護を社会リスクとして考えること、民間介護保険は低中所得の要介護高齢者をカバーできないこと、介護サービス手当のみでは保障水準が低く、財政負担が重いことを示した。後者について、本来ならば公的介護保険の財源調達は個人、社会、企業、国などによる多層的な方式をとるべきことを認識する一方で、パイロット事業の段階で制度への反発を減らすために、企業、政府、個人の三者に新たな負担を課すことなく、一時的に医療保険基金から財源を調達する案に至ったと説明した²²⁾。

人社部は、公的介護保険を中心とした多層的な介護制度という大きな枠の中で、主に公的介護保険の在り方について議論が行われ、医療保険基金財源への影響を危惧し、独立した制度を提唱しながらも、現状を踏まえてパイロット事業段階で医療保険基金に従属した公的介護保険を選択した²³⁾。

(5) 衛計委：医療と福祉サービスの連携、「失独老人」の介護問題の対応策で給付制度の賛同

医療サービスの提供を所管する衛計委の考えは、機関紙の記事（甘貝貝 2015, 裴曉梅 2016a, 2016b など）や関連する「医養結合」政策（国弁「2015」84 号）の公文書から読み取ることができる。衛計委は「医養結合」、つまり医療と介護サービスの連携を実現させるために、制度面（財源面）での保障を求めていた。そうした文脈の中で、民間介護保険、公的介護保険、さらに専門的な介護サービス提供体制を含めた「多層次介護保障」体系を主張した。

医療サービス提供の側面以外に、「失独家族」²⁴⁾、特に子供を亡くした（一人っ子の）親の介護問題への対応策として、介護サービス手当制度、公的介護保険制度にも賛同した²⁵⁾。2013 年に衛計委家庭発展司は、計画出産（いわゆる「一人っ子政策」）で特別な困難を抱える世帯に対する支援事業²⁶⁾の中で、介護サービス手当を対応

策の一つとして挙げていた。また、2015年の公的介護保険の議論がまだはっきりとしない時期に、衛計委関係者は、社会全体に向けた介護保険制度が難しいとすれば、政府が優先的に「失独老人」などの明らかに困難を抱える高齢者から着手すべきだと発言した（趙広道・秦嘉敏 2015）。2016年「两会」の中で一人っ子世帯の親の社会保障に関連する議案への回答の中で、衛計委は公的な介護保険制度の模索を一つの対策として挙げた（衛計委 2016）。

このように、衛計委は要介護高齢者サービスの財源問題について、自ら積極的に対応策の選択をしていなかった。しかし、医療サービスと高齢者福祉サービスの連携、また「失独家族」の介護問題を対応する中で、給付制度の「介護サービス手当」、公的介護保険制度ないし「多層次介護保障」に賛同した形で制度議論に参加したと言える。

(6) 財政部：「介護サービス手当」に積極な一方で介護保険の創設に慎重

財政部は、財源支出を必要とするこれらの選択肢に関して、他の省庁とは姿勢を異にしていた。財政部は、低所得の要介護高齢者を対象とする介護サービス手当制度について、重要なアクターとして参加し、民政部と全国老齡委弁と連名で介護サービス手当制度（財社〔2014〕113号）を発出した。なお、2016年時点で他の部署は公的介護保険制度を積極的、もしくは容認するような考えを示した一方、財政部部長は2016年3月の「两会」の記者会見で、「現時点では新しい保険制度を作ることは考えていない」、「十三五の期間（2016-2020年まで）はどのようにするかという研究段階である」と発言した（央視網 2016）。また、財政部副部長も、2016年10月の「全国政協双周協商座談会」で、公的介護保険はごく一部の先進国で実施された制度であるが、現在中国の急務は年金保険と医療保険を整備することであることを強調し、したがって、公的介護保険に関して

は、まずパイロット事業を通して経験を積むとの考えを示した（韓雪 2016）。これらの発言から、財政部は、明確に公的介護保険を反対するとの意見を出した訳ではないが、公的介護保険に慎重な姿勢を読み取ることができる。

以上のように、2013～2017年において各省庁はさまざまな思惑を持って、省庁の権限や予算、それに伴う影響力の拡大のためそれぞれの立場からさまざまな対策案を示した。2016年頃を境に、國務院は「多層次介護保障」という対策案が示された後、各省庁はそれに向けて考えを転換していた。

5. 要介護高齢者政策に関連する政治の影響と曖昧なコンセンサス

それでは、上記のこうした考えの変化の背景に何があるか。また、「多層次介護保障」という対策案の選択についてどう理解すべきか。以下それについて詳細に分析する。

まず、2013～2017年の政治背景、社会背景を確認しよう。この時期は習近平政権の第1期とほぼ重なる。習政権は胡錦濤政権の目標を引き継ぎ、経済と社会の安定を図ることを目標としながら、いくつかの変化も見られた。特に2015年から経済の高度成長から安定成長期に転換する中で、習政権は新たに、経済発展の「新常态」に適応する経済政策を中心とする路線を確立した。また、2016年、2017年に供給側の構造改革、内需拡大を通して経済発展と社会安定を図ることを示した。

共産党中央は要介護高齢者政策に関して主に二つを発信した²⁷⁾。一つは2015年10月に共産党中央部が出した「中共中央关于制定国民经济和社会发展第十三个五年規劃的建議」の中で、人口高齢化を積極的に対応するために、明確に「医療衛生と高齢者福祉サービスの連携を図り、介護保険制度を模索する」²⁸⁾と示した。さらに、2016年5

月に、共産党中央政治局が人口高齢化の状況と対策に関する集団学習を行う際に、習近平は「長期介護保障制度」構築の必要性を明言した。

なお、共産党中央の単なる政治的な影響から「多層次介護保障」という対策案を選択したのではない。実際、「两会」という政治の場で継続的に要介護高齢者の対策案をめぐる議論があった。

2013～2017年の「两会」は、曖昧にされた介護保険を議論の中心に取り上げた。提案や建議などから2つの傾向が確認できる。一つ目は公的介護保険、「介護サービス手当」、民間介護保険というアイデアが、多層的な体系として提示されるようになった。二つ目として、多くの提案は公的介護保険を要請し、その具体的な財源については多様な考えも示された。

前者についてみると、例えば、農工党中央は、2013年、2014年に民間介護保険、公的介護保険さらに「介護サービス手当」などの対策案の個々の可能性に言及し、医療保険サービス適用拡大、「介護サービス手当」、公的介護保険パイロット事業、民間介護保険などのアイデアを単発で示した。なお、2015年からの提案では体系化へと舵を切っている。例えば、上記の農工党中央の代表による基礎年金保険にリンクした公的介護保険、企業年金への介護保険導入、個人が加入する民間介護保険という三層構造の介護保険制度の案、致公党中央が提示した公的介護保険が基本的ニーズに対応し、民間介護保険は高次のニーズに対応するという多層次制度の案、ほか公的介護保険、民間介護保険、介護サービス手当、慈善事業を含めた「多層的高齢者介護とサービス体系」の案、「多層的持続可能な介護保障制度」の案などで、「多層」の理解は異なるものの、独立したアイデアから多層化、体系化されたことは明らかであった。

後者では、年金保険基金、医療保険基金から一部繰り入れし、中央と地方政府の財源投入、従業

員の保険料、企業の保険料、募金などの5つのルートから公的介護保険の財源を調達するという提案、年金と医療保険の保険料から介護保険保険料を調達するという提案、年金保険から介護保険料を調達するという提案など、さまざまであった。なお、2016年からは、医療保険から介護保険料を調達するという考えを示す「两会」の代表が多くなった²⁹⁾。

上記の提案、建議による意見提示の他に、2016年3月の「两会」の「全人代」で、鄭奎城などの35人の代表らが、介護保険法の議案を正式に提示した(第461号議案)³⁰⁾。議案の具体的な内容については非公開であったが、「全人代」が公開した審議意見と審議結果から一部の内容を見ると、現在の中国では高齢者介護事業において介護サービス体系が整備されず、介護に必要な資金も不十分であるため、介護保険法を制定し高齢化問題に対応するべきという旨の議案であった。「全人代」の委員会は、この議案について、人社部の意見を収集し、高齢者介護事業の実践が十分でないため、まず地域レベルで公的介護保険パイロット事業を実践し、漸次立法の手続きを踏んでいくという審議結果を出した。それを受け、2016年6月に人社部弁公室は公文書を公開し、公的介護保険パイロット事業の実施地域の指定と「多層次介護保障」に言及したのである。こうした一連の政治的な動きによって、2016年6月に公的介護保険パイロット事業の実施地域の指定と「多層次介護保障」への言及、2017年2月に国务院により、明確に「多層次介護保障」を構築する方向性が示された。

こうした政治的な背景のもと、国务院は「多層次介護保障」という対策案の選択を示された。それは「曖昧なコンセンサス」であった。

まず、共産党中央は大きな影響力があり、なんらかの形で「两会」の提議に影響していると考えられるが、「两会」の代表らは、市民が関心をも

つ問題を中心に、継続的に提案、建議を提出し、ある面では、世論も反映させている³¹⁾。その中、中央政府の国務院は、各省庁への配慮よりも、政治の訴えを最優先課題とした。政治レベルで公的介護保険、さらに「多層次介護保障」の方向性を示した以上、何らかの形で対応しなければならない。そのため、財源や運営などについてコンセンサスの形成には至らないものの、国務院は、第2節で示したように、政策の中で曖昧な表現を用いた。「多層次介護保障」は、必ずしも各省庁にとって望ましい結論とは言えない。これは、陳玲・趙静ら(2010)が指摘したように、最優案ではなく、折衷案であった。それにより、要介護高齢者問題の対応策は一旦示された。なお、政策は議論に止まらず展開する反面、実施過程において大きな問題が残された。

特に、要介護高齢者問題における省庁間の責任について、現時点で民政部は低所得の要介護高齢者、人社部は中所得の医療保険加入者を対応し、民政部と衛計委の一部はサービス提供を担当するとの構図が見えているが、それは省庁の従来の所管業務の垣根を取り払うまでには至っていない。現在でも、財源をめぐって、人社部は一時的な対応とし、財政部も慎重な態度を示している。前述したように、財源問題は、「多層次介護保障」を本格的に展開する大きな鍵となるが、中央省庁での議論は、長期的な方針を示していない。また、省庁に跨がるこの対策案の運営、管理について、老齢委員会はその考えを示した。しかし、所管する業務のある機関ではないため、他の省庁間の議論の中で触れられることはなかった。「多層次介護保障」をめぐって、財源と管理に関する政府の責任は明確に示さず、曖昧なままでコンセンサスを図ったと言えよう。

小括

2013～2017年に、高齢者要介護問題に対する

多様な対策案から、選択し、決定する段階に入った。この政策案の選択によって中国は、従来の伝統的な「家族介護」から脱皮し、介護の社会化へ大きな一歩を踏み出したことに大きな意義があると考えられる。

しかし、本論は、この対策案は国務院が出された曖昧なコンセンサスであることを検証した。中央政府の各省庁は、所管する業務範囲の中で、自分の利益のもとで個別に制度を構築してきた。省庁間のコンセンサスが形成されない中、政治的な力に影響された結果、「多層次介護保障」という政策案が生み出された。これは、実に各省庁の特別な利害関係を保つための妥協案であったことが明らかになった。

ここで本研究の限界と今後の課題を述べたい。要介護高齢者政策の政策形成過程において、中央政府の考えだけではなく、専門家、地方政府なども何らかの形で影響を与えていたはずである。その部分について万琳静(2020)は分析を行ったものの、十分に整理できていない側面がある。さらなる論証のためには、より理論的な分析と一次資料の収集が必要であろう。また、すでに示したように、こうした曖昧なコンセンサスは政策の展開に大きな影響を与えている。今後こうした実施レベルで「多層次介護保障」の問題を見ていくことは、大きな課題ともなっている。さらに、本論では触れていないが、高齢者介護分野で示された「多層次介護保障」と従来の中国の社会保障政策で議論されている「多層次社会保険」、「多層次社会保障」の関係についても見ていく必要がある。

註

- 1) 財社(2014)113号、財政部・民政部・全国老齡工作委員会弁公室(2014)。
- 2) 人社庁発(2016)80号、人力資源社会保障部弁公庁(2016)。
- 3) 人社庁発(2016)80号の中でそれを明確に言及し、

また、2017年2月に国務院が公開した中国高齢者事業の五カ年計画の中で、「多層次介護保障制度」という言葉を言及されなかったものの、公的介護保険の構築に当たって、公的介護保険と重度の障害者介護手当、介護サービス手当などの連携をはかり、また民間介護保険商品の開発で、多層な介護ニーズに対応すると明記した(国発(2017)13号、国務院2017、傍点は筆者によるもの)。

- 4) 全国老齡弁は2015年第四回「中国城郷老年人生活状況抽樣調査」による推測値であり、高齢者は60歳以上の者である。
- 5) この研究は人力資源和社会保障部中国医療保険研究会の委託研究である。
- 6) 実際に、財源調達において、唐鈞らは公的介護保険の重要性を強調する一方、何は介護サービス手当の重要性を説いている。
- 7) 日本で議論されている介護保障の概念と異なるため、ここでは原語の中国語の「多層次介護保障」と表記する。
- 8) 政治学者の Thomas Payne は、コンセンサス概念について三つの側面から理解している。1つ目は、政治的な動きで、お互いに衝突する利益の調和を図るため妥協すること、2つ目は、社会一般の基本価値と信仰についての一致すること、3つ目は、相互に競争し合う利益集団のやりとりの中でバランスを図ることなどを意味する(Thomas Payne1965)。
- 9) Kenneth Lieberthal・Michel Oksenberg の研究は、1980年代の中国改革開放初期でエネルギー資源政策を例に分析を行った。その政治過程において権威主義は強いものの、実際の決定権は、縦(中央政府と地方政府)と横(中央政府間)で分離され、中央政府内部ないし中央と地方の間やりとりでコンセンサスを図ることが指摘された(Kenneth Lieberthal・Michel Oksenberg 1988)。
- 10) 全国老齡工作委員会弁公室は民政部に置かれていたが、2018年の組織改革の中で、衛計委は国家衛

生健康委員会に再編され、全国老齡弁もその下に置かれることになった。それは今後の要介護高齢者政策の策定及び実施に大きな影響を及ぼすと考えられる。

- 11) 中国の政府機関は、過去数回にわたり大きな省庁再編があり、省庁の合併、名称変更があった。本論文ら検討の対象とする時期の後であるが、2018年にも大きな省庁再編が行われている。なお、以下の記述において、行政機関は2017年時点の名称を用いる。
- 12) 資料収集は、それぞれ「北大法宝」の法律データベース、「中国重要報紙全文数庫」という新聞データベースを利用し、「介護サービス手当」、公的介護保険、公私の明記のない介護保険、さらに介護保障制度に関する記事を検索する。これは実際に筆者の博士論文の資料の一部ともなっている。
- 13) 発改委の機関紙である「中国改革報」は、この主題について継続的な記事がなく、2件の紹介レベルに止まっている。また、保監会は「中国保險報」の中で政策情報などについて掲載するものの、機関紙として指定していないため、ここでは参考資料として捉えていく。
- 14) 中国では中華全国總工会、中国共產主義青年団、中華全国婦女連合会、中国科学技術学会、中華全国婦国華僑連合会、中華全国台湾同胞連誼会、中華全国工商業連合会という8つの政治力が強い人民団体がある。
- 15) 唐は、「中国老年報」への寄稿の中で、その概念について自ら分析した(唐鈞2015)。その内容は、唐鈞・馮凌ら(2018)で示した内容とはほぼ同様であった。
- 16) 例えば、唐鈞(2014)、王思斌(2014a, 2014b)、楊团(2017)。
- 17) 官偉瑤(2014)によると、「完全失能老人介護保険研究チーム」という民政部の委託研究班は、民政部が提唱した、政府はセーフティーネットの役割は果たしながら、民間保險会社を運営の中心に据

えてサービス提供組織と連携させることを企図したものであった。2015年北京市海淀区民政局と人保人寿北京支部と連携による介護保険制度テスト事業につながった。

- 18) 例えば、張晶晶 (2016)、紀江明 (2016)、甄炳亮 (2016)、劉強 (2017)。
- 19) 中国語の表現で「保基本、兜底線」であり、劉鵬程 (2016) や甄炳亮 (2016) を参照。
- 20) 実際に公的介護保険パイロット事業の実施を規定してからも、専門家や民政部内部で公的介護保険制度の今後の展開に慎重する声もあった(楊団 2017、甄炳亮 2017)。
- 21) 人社建字 (2015) 76 号。
- 22) 2013 年以後の経済低迷の中、企業側は社会保険率負担の軽減を求め、国や地方政府も財政困難であり、さらに強制的に住民の支出を増加することが困難であったとの認識を示した。
- 23) 実際に 2016 年以降、公的介護保険パイロット事業を実施してからも、人社部関係者は、「两会」の議案、提案の回答 (人社提字 (2016) 100 号、人社提字 (2016) 121 号、人社提字 (2016) 126 号) や機関紙の中で度々、公的介護保険による医療保険基金への影響を危惧し、現時点のやり方は一時的なもので、最終的な目標として独立した公的介護保険であるべきと主張した。
- 24) 「失独家族」とは、一人っ子政策 (計画出産政策) で一人っ子が亡くなった家族のことである。2010 年中国衛生統計年鑑によると、子どもを亡くした一人っ子家族は 100 万人、しかも毎年 7.6 万で増加している。中国で高齢化が進む中、これらの家族が抱えている問題、いわゆる「失独問題」は、大きな社会問題となっている。
- 25) 新華社 (2013) などの記事を参照。
- 26) 2013 年に発表した「国家衛生計生委等 5 部門關於進一步做好計劃生育特殊困難家庭扶助工作的通知」を参照。
- 27) こうした共産党中央の意見は、なんらかの形で「兩

会」の定義に影響していると考えられるが、その規定に関する詳細な資料がなく、またその背景に従来の「两会」での議論や専門家などの影響もあると考えられる。

- 28) ここでは公的介護保険と明記していなかったが、文脈の中から公的介護保険と理解できる。
- 29) 例えば、当時注目されていた民革中央の提案では、初期において公的介護保険を医療保険の従属保険として位置づけ、医療保険の加入者を強制的に介護保険に加入させ、また民政部と連携する中で徐々に保険範囲を拡大し、最終的に独立した公的介護保険制度をつくるという内容であった。
- 30) 全国人民代表大会財政經濟委員会 (2016)。また、議案の内容をみると、「護理」という表現で、それは医療分野の看護サービスか、それとも社会福祉分野の介護サービスかは不明であるが、ここでは全文の統一性を図るため、「介護サービス」とした。
- 31) 実際に、共産党中央が出された「建議」では、「两会」での議論や専門家などの影響もあると指摘されていた (王紹光・鄒一龍・胡鞍鋼 2014)。

文献

- 白天亮 (2016) 「護理險 親人緩口气、医院騰点地」『人民日報』2016 年 12 月 15 日。
- 陳玲 (2006) 「官僚体系与協商網絡」『公共管理評論』(2006) 2, 46-62。
- 陳玲・趙静ら (2010) 「拮据還是折衷：轉型期中国政策過程的一個解枳框架和共識決策模型」『管理世界』(2010) 8, 59-72。
- 樊鵬 (2013) 「論中国的『共識型』体制」『開放時代』(2013) 3, 45-59。
- 樊衛東 (2017) 「設計多元籌資機制建設完善標準体系」『中国労働保障報』2017 年 9 月 5 日。
- 甘貝貝 (2015) 「医養結合明確重点任务」『健康報』2015 年 11 月 23 日。
- 国家衛生和計生委、2016, 「对十二届人大四次會議第 6350 号建議的答復 (摘用)」, 中華人民共和

- 国国家衛生和計画生育委員会ホームページ, (2018年1月11日取得,
<http://www.nhfpc.gov.cn/zw/gk/jianyi/201611/75151ec061674005a713c63710e36cd5.shtml>).
- 宮偉瑤 (2014) 「激活養老市場潛在需求」『中国保險報』2014年10月15日.
- 韓雪 (2016) 「長期護理, 怎樣『保險』?」『人民政協報』2016年10月14日.
- 何文炯 (2017) 「長期照護保障制度建設若干問題」『中共浙江省委党校學報』3 (175), 5-11.
- 姜向群 (2013a) 「長期照料社会保險: 應對老齡化的一劑良方」『中国勞動保障報』2013年7月30日.
—(2013b) 「建立長期護理社会保險制度的基本構想」『中国勞動保障報』2013年9月3日.
- 紀江明 (2016) 「發達国家老年長期護理保險的籌資機制及啓示」『中国社会報』2016年6月20日.
- Kingdon, J. W (2003) *Agendas, alternatives, and public policies*. Longman Pub Group (= 笠京子訳 (2017) 『アジェンダ・選択肢・公共政策: 政策はどのように決まるのか』勁草書房).
- Kenneth Lieberthal・Michel Oksenberg (1988) 『Policy Making in China: Leaders, Structures, and Processes』New Jersey: Princeton University
- 藍青 (2015) 「要統籌推進照護制度體系建設」『中国老年報』2015年12月22日.
- 李靜・黎建飛 (2015) 「我国老年護理制度的立法思考」『中国勞動保障報』2015年10月13日.
- 劉強 (2017a) 「積極探索建立長期護理保險制度 滿足多樣化多層次護理保障需求」『中国社会報』2017年5月11日.
—(2017b) 「積極探索建立長期護理保險制度」『中国老年報』2017年7月12日.
- 民政部, 2019, 「民政部: 已基本實現老年人高齡津貼, 服務補貼和護理補貼制度全國覆蓋」, 中華人民共和國民政部ホームページ, (2020年7月17日取得,
http://mzzt.mca.gov.cn/article/zt_2019gzhy/mtgz/201901/20190100014264.shtml).
- 裴曉梅 (2016a) 「建立長期照護體系有現實障礙」『健康報』2016年4月25日.
—(2016b) 「拿什麼長期照護老人們」『健康報』2016年10月17日.
- 沈潔 (2014) 『中国の社会福祉改革は何を目指そうとしているのか』ミネルヴァ書房.
—(2016) 「中国における介護保險制度の創設を巡って: 政策の動向と政策的な要因の整理」『日本女子大学紀要人間社会学部』27, 13-21.
- 唐鈞 (2014) 「以護理補貼完善失能老人長期照護制度」『中国社会報』2014年6月23日.
—(2015) 「探索建立失能老人長期照護保障」『中国老年報』2015年8月31日.
—(2016) 「長期照護保障制度的三個層次与整体性」『中国民政』(2016) 17, 12-15.
- 唐鈞・馮凌ら (2018) 「長期照護: 概念框架, 研究發見与政策建議」『河海大学學報 (哲学社会科学版)』(20) 1, 8-16.
- Thomas Payne (1965) 「The Role of Consensus」『The Western Political Quarterly』(18) 3.
- 万琳靜 (2020) 『中国における要介護高齢者政策の策定過程—「アジェンダ設定」と対応策の選択を中心に』日本女子大学博士論文
- 王紹光 (2006) 「中国公共政策議程設置的模式」『中国社会科学』5, 86-99.
- 王紹光・鄒一龍・胡鞍綱 (2014) 「中国中央政府『集思广益型』決策模式—国家『十二五』規劃的出台」『中国軟科学』(2014) 6, 1-16.
- 熊達雲・毛桂榮・劉迪 (2015) 『現代中国政治概論』明石書店.
- 新華網, 2020, 「長期護理險試點擴围」, 新華網ホームページ, (2020年7月17日取得,
http://www.xinhuanet.com/politics/2020-06/08/c_1126085269.htm).
- 徐国嬌 (2013) 「失能老人照護問題的調查与思考」『中国社会報』2013年8月27日.
- 徐曉新・張秀蘭 (2016) 「共識機制与社会政策議程設置

- 的路径—以新型農村合作醫療政策為例』『清華大學學報：哲學社會科學版』(3), 26-37.
- 楊團 (2017) 「多路徑滿足失能失智老人的長期照護需求」『中國社會報』2017年5月15日.
- 顏學勇・周美多 (2011) 「基於共識的治理：後現代情境下政策共識的可能性及其限度」『電子科學術大學學報 (社科版)』(13) 04, 19-25.
- 王思斌 (2014a) 「失能老人護理補貼制度的性質和類型」『中國社會報』2014年12月15日.
- (2014b) 「在全國建立失能老人護理補貼制度的建議」『中國社會報』2014年6月23日.
- 魏東升・馮琳, 2016, 「民政部部長李立國：更好地滿足港人在內地養老願望」, 紫荊網ホームページ, (2019年9月12日取得,
<http://visit.zijing.org/2016/0201/685243.shtml>).
- 王永 (2015) 「未雨綢繆及早應對」『中國勞働保障報』2015年9月1日.
- (2017) 「『夕陽』開懷『朝陽』起步」『中國勞働保障報』2017年7月5日.
- 熊先軍 (2014a) 「加快研究長期照護保險制度」『中國勞働保障報』2014年7月8日.
- (2014b) 「建立長期照護保險制度迫在眉睫」『中國勞働保障報』2014年10月21日.
- 央視網, 2016, 「樓繼偉：還未考慮增加『長期護理保險』」, 央視網ホームページ, (2019年9月11日取得,
<http://news.cctv.com/2016/03/07/VIDEuXywuWbCjKcDY7qoJJbA160307.shtml>).
- 游獅 (2017) 「試點推進順利三大難題待解」『中國勞働保障報』2017年7月25日.
- 趙廣道・秦嘉敏 (2015) 「弱勢群體應為長期護理保險破冰口」『中國保險報』2015年7月17日.
- 趙祥昆 (2013) 「長期護理保險：給失能老人一個有尊嚴的晚年」『中國勞働保障報』2013年6月25日.
- 趙華夏 (2014a) 「讓貼心服務進入尋常百姓家」『中國老年報』2014年5月13日.
- (2014b) 「我國將建養老服務補貼制度」『中國老年報』2014年10月27日.
- (2015) 「長期護理險漸行漸近」『中國老年報』2015年12月11日.
- 周瑜 (2014) 「養老護理險亟待落地」『中國老年報』2014年8月11日.
- 張晶晶 (2016) 「兩會呼聲：建立老年人長期護理保險制度」『中國社會報』2016年3月7日.
- 甄炳亮 (2016) 「中國養老服務業未來發展路徑的探索與思考」『中國社會報』2016年11月17日.

